

救急救命九州研修所 厨房機器リース契約 仕様書

1 業務概要

(1) 契約内容

- ①厨房機器（新規リース機器）の九州研修所食堂への設置・調整
- ②旧リース機器の撤去及び処分
- ③厨房機器の賃貸借使用

(2) 実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号
 一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所 食堂

(3) 契約期間

令和4年9月1日～令和9年8月31日（60か月）

(4) 厨房機器

	厨房機器	型番等	調達台数
1	包丁まな板殺菌庫	MCF-085B	1
2	リーチインショーケース	GPD-120RMD-1-G（改）	3
3	コールドテーブル冷蔵庫	LRW-150RM（改）	1
4	低温多目的ショーケース	OHT-PC-1500（改）	1
5	脇台	BH-（特）	1
6	冷蔵庫	GRD-060RM（改）	1
7	食器消毒保管庫	MSH10-21HSE	3
8	IHジャー炊飯器	SR-PGC54	3
9	製氷機	IM-90DM-1-ST	1
10	フラットコンベア洗浄機	MDCH1B-6ER	1
11	ガスブースター	WB-S62B	1
12	全自動洗米機	RM-401AG	1
13	電気ウォーマーテーブル	MEWC-（特）	3
14	冷凍麺釜	MRF-066C	1

※ 上記の物件については、令和4年9月1日までに九州研修所食堂に設置すること。

2 一般共通事項

(1) 施工条件

請負者は、仕様書を基に現地確認し、現場システムを熟知し作業に取り掛かる事。

(2) 機材条件

- ① リース物件（厨房機器）の保証については、それぞれのメーカーによるものとする。
- ② リース物件（厨房機器）が生産終了している場合は、同規格の後継品または同等の性能を持った製品を使用するものとする。

(3) 施工上の欠陥等

リース物件設置時に発見された欠陥又は使用材料の不良により生じた故障箇所は、保証に基づきメーカーと修繕方法を検討し、検査の日から2箇月以内に無償で修理を完了すること。

(4) 危険防止

設置作業時における現場内での火気の使用は原則として禁止する。喫煙は指定された場所で行うこと。

(6) 現状復旧の義務

請負者は、その他の既設物等に損傷を与えた場合、発注者の立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

(7) 検査

設置作業の完了後、発注者の立会いの上、竣工検査を行う。手直しが必要な箇所がある場合には、発注者の指定した期日までに手直し作業を完了し、再検査を受けること。

(8) ゴミ等の処置

設置作業時に発生したゴミ及び廃材等は生活環境に配慮して收容し、全て場外へ搬出すること。

(9) 研修所業務と近隣への配慮

研修所職員の業務及び研修生等の生活に支障を及ぼさないよう十分に配慮すること。